

学校規約

2020年1月1日～

INDEX

- A. お申し込み規約
- B. 返金及び追加料金の支払い
- C. 保険加入の義務
- D. 学校内規則
- E. 現地支払い費用に関する規定
- F. 免責事項
- G. 権利と責任
- H. 修了証の授与
- I. 本規約における合意事項及び準拠

本規約の目的

すべての学生は英語学習を中心とした生活を送ることが求められます。適切な学習環境を維持するため、学習風紀を阻害する恐れがある行為を規制するために本規約が設けられています。
共同生活となるため、相互の理解と協力が求められます。そのため、共同生活を阻害する行為を本規約にて規制しています。学生の安全を確保し、トラブルを予防する理由から、本規約により学生の行為に規制が設けられています。

本規約への同意と遵守

必ず本規約をお読みになり、同意ご理解の上でご入学ください。入学手続き中及び在学中は本規約を遵守して頂くことが義務付けられます。本規約に同意および遵守する意志がない方の入学は認められません。

A. お申し込み規約

1 お申し込み

お申込者は、学校が提携する代理店を通じ、入学手続き等の留学サポートを受けられることとします。お申込者に以下の定める事情がある場合、学校はお申し込みを解除できるものとします。

1. 指定期日までに学校が求める情報、書類の提出、費用のお支払いを行わない場合。
2. 学校及び代理店からお申込者に連絡がつかない状態となり、入学が行われない恐れがある場合。
3. 学校に虚偽の報告(住所、氏名、年齢、性別、国籍、持病、介助の必要等)を行っていた場合。
4. お申込者が渡航及びフィリピンへの入国条件を満たしていない場合。
5. その他、学校がやむを得ない事情と認めた場合。

学校が販売代理店を通じたお申し込みを受理している場合、その期間と重複するお申し込みを他の代理店を通じて行うことはできません。お申込者が代理店の変更を希望する場合は、その理由を学校に通知する必要があります。その理由によっては変更が許可されない場合がありますのでご了承ください。
身体に障害、アレルギー、持病、精神疾患等がある場合、お申し込み時にその症状や注意事項、特別な対応の必要性の有無を細かく書面で伝えてください。学校が求める場合は、誓約書及び医師の診断書を提出してください。その内容によっては、安全上の観点から入学が認められない場合がありますのでご了承ください。

2 支払い

学校が指定する入学前支払い費用を、お申込みの代理店を通じて支払うこととします。
入学開始1か月前までに学費をお振込いただけない場合は、キャンセル扱いとなる場合がございます。

3 空港お迎えサポート（ピックアップ）

空港お迎えサポートのため、フライトスケジュールを遅くとも1週間前までに代理店を通じご連絡ください。

事前にフライトスケジュールをご連絡いただけなかった場合、また事前連絡なくフライトスケジュールを変更した場合は、空港お迎えサポートが行えない場合があります。搭乗予定便への乗り遅れ、欠航などの事情により到着便が予定と異なることとなった場合、学校が指定する連絡先へ必ずお電話ください。

4 入寮及び退寮規約

原則として入寮日及び退寮日は以下の通りとします。

入寮日 日曜日 AM6:00 ~ 月曜日 AM2:00 ※セブ空港への到着予定時刻で判断

退寮日 土曜日 PM12:00（部屋からの退室）PM6:00（完全退校）

入寮退寮前後の到着、出発は、前泊及び延泊（有料）を申請していただければ可能となり、事前にご予約頂く必要があります。前泊及び延泊は、お部屋の予約状況によって別のお部屋、若しくは承ることができない場合がございます。

お部屋は同じタイプであっても、寮の前面側、背面側、日当たり、Wi-Fiの受信感度に差がございます。原則として個別にお部屋を選択することはできませんのでご了承ください。また、上記を理由にしたお部屋の変更に関してはお断りさせていただきます。

B. 返金及び追加料金の支払い

1 返金規約

入学金、海外送金手数料の返金は一切行わないものとします。

入寮予定日の15日前までのキャンセルは、授業料及び寮費の100%を返金致します。入

寮予定日の8日前までのキャンセルは、授業料及び寮費の75%を返金致します。入寮

予定日の7日以内のキャンセルは、授業料及び寮費の50%を返金致します。

※返金額に関しては、お申し込み代理店にお問い合わせください。

入寮後に期間途中で自主退学をした場合、残存期間が4週間以下の場合、学校は返金をしないこととします。5週間以上の場合、学校は残存期間から4週

分を差し引いた授業料及び寮費25%を返金するものとします。

入寮後に期間短縮をした場合、短縮期間が4週間以下の場合、学校は返金しないこととします。5週以上の場合、学校は短縮期間から4週間分を差し引いた

授業料及び寮費の25%を返金するものとします。

返金において金融機関より徴収される手数料及び海外送金手数料は全て学生の負担とします。

2 退学による返金

学生が学校規則及び法令違反により退学処分になった場合、学校は一切の返金をしないこととします。

3 変更に伴う料金の支払い及び返金

学校は、学生が追加料金を必要とする変更を希望した場合、料金支払い後にサービスの提供を開始します。

入寮後に学生の都合により登録しているコースよりも低額となるコースへ変更する場合、差額の返金はしないこととします。例)

お部屋のダウングレード(2人部屋→3人部屋)、コースのダウングレード(ESL8→ESL5)

C. 保険加入の義務

原則として全ての学生は海外旅行保険の加入が義務付けられています。保険に加入していない場合、学校は学生に代わって医療費や損害金の支払い、立替えは一切致し兼ねますのでご了承ください。
クレジットカードの利用付帯保険をご利用の方は、保険適用条件をカード会社にご確認ください。また、必ず旅費のカード払いを証明できるもの(カード利用明細書など)をご準備ください。

D. 学校内規則

警告について

下記に定める警告規定に違反した場合、下記の罰則を適用します。

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 1 回目の警告 | 違反名、違反者の名前の掲示板への張り出し |
| 2 回目の警告 | 違反名、違反者の名前の掲示板への張り出し及び、退学勧告書類へのサイン |
| 3 回目の警告 | 退学処分 |

退学について

- 1 複数回の警告による退学処分
下記に定める警告規定に3回以上違反した場合。
- 2 退学規定を違反した場合
下記に定める退学規定に違反した場合は、警告なしに退学処分となります。
- 3 致し方ない事情により退学となる場合
疾病や傷害により学校生活の継続が困難と学校が判断した場合。
この事情による退学に限り、学校は返金規定に基づいて返金することとします。

1 教室内規則

警告規定

- 講師や他の学生への誹謗中傷、粗野な言動、喧嘩、嫌がらせ、授業の進行を妨げる行為。
- 露出度の高い服や寝間着と見なされる衣類等で受講に相応しくない格好で授業に出席し報告があった場合。
- 教室内に食べ物を持ち込む行為。(※飲み物のみ許可されます。)
- 人種差別的な発言、思想及び信仰の自由を侵害する発言・行為があった場合。
- 教室棟内の自習室スペースを私的に専有した場合。自習室から離れる場合、必ず私物を携帯してください。放置された私物は、即座に遺失物として扱われ、事務所に移動されます。

退学規定

- 講師と学生間の交際及び一切の性的接触やそれに準ずる行為。
- 賭博行為及びそれに準ずる行為。
- 学生が他の生徒を煽動し、集会を開く、ボイコットの実施、団体交渉の要求など、周囲に不安を与えたり、学校の運営に支障を及ぼし たりする行為。
- 学生間及び講師との間での物品の販売及び金銭貸借は禁止されており、この事実が発覚した場合。

2 授業に関する規則

警告規定

- 授業に無断で遅刻及び欠席した場合。(※出席を希望したオプション授業や追加した授業も含む)
- 特別の理由及び学校の許可なく、授業中の退出及び授業を放棄する行為。
- 平日の授業時間内(AM8:00~PM5:10)に学校外に外出した場合。(※SuperESL8の方は土曜日も含む)
- 授業時間中に先生や他の生徒と口論・喧嘩となった場合。

退学規定

- 事務所を通さず講師に直接、追加授業やオンラインレッスンなどを交渉した場合。
- 事務所を通さず生徒間で講師を交換したり、受講の権利を譲渡する行為が発覚した場合。
- 授業の時間以外に講師の1:1個室及び、グループ教室に入室した場合。
- 学校内の物品や授業に使用するCDプレーヤーやパソコンなどの機器を故意に破壊・破損させた場合。
(※学校は被害額に相当する賠償請求及び該当生徒を退学とします。)

3 単語テスト及び門限、外出、外泊に関する規定

a 単語テストについて

- ◇平日(月～木)日曜日は原則毎日22:00よりダイニング及び自習室にて実施します。
- ◇毎日50問ずつのテストを実施し、単語テスト範囲は累積します。
- ◇50問中40問以上の正解で合格です。
- ◇木曜日のテストに不合格の場合、金曜日にも単語テストを実施、門限は22:00までとします。
金曜日のテストにも不合格の場合は、土曜日にも単語テストを実施、門限は22:00までとします。
- ◇木曜日のテストに合格の場合、金曜日、土曜日の単語テストは無し、門限も24:00までとなります。
- ◇日曜日のテストは、次週の外泊許可の有無を決めるテストとなります。(合格:次週末外泊可、不合格:次週末外泊不可)
- ◇祝日がある場合は、祝日の前日の門限を決めるテストが、祝日の前々日となります。祝日の前々日の単語テストに合格の場合は、祝日の前日の門限24:00までとなり、単語テストはありません。不合格の場合は、祝日の前日にも単語テストがあり、門限も22:00となります。

	出題	範囲	対象	時間
月曜日	50問	50問中50問	全員(新生入生は無し)	22:00～
火曜日	50問	100問中50問	全員	22:00～
水曜日	50問	150問中50問	全員	22:00～
木曜日	50問	200問中50問	全員	22:00～
金曜日	50問	250問中50問	不合格者のみ	22:00～/門限24:00
土曜日	50問	300問中50問	不合格者のみ	22:00～/門限24:00
日曜日	50問	350問中50問	全員	22:00～

b 門限について

- 平日(月～木)及び日曜日: 22:00
- 金曜日: 木曜日のテストに合格の場合は 24:00、不合格の場合は、22:00 (テスト後の外出は禁止)
- 土曜日: 金曜日のテストに合格の場合は 24:00、不合格の場合は、22:00 (テスト後の外出は禁止)
- ※祝日がある場合は、祝日の前々日がチェックテスト、合格者は祝日の前日の門限が24:00となります。

c 外出について

- ◇平日授業時間内(AM8:00～PM5:10)の外出は基本的には認めておりません。平日にしかできない事由がある場合は、下記手続きが必要です。
 - 外出申請フォームの記入及び、日本人スタッフのサインをもらう。
 - 外出ログブックを書き、サイン入りの外出申請フォーム、IDをセキュリティガードに預け外出する。
 - 帰宅の際は外出ログブックを書き、IDを受け取り、セキュリティガードの荷物点検を受けた後、帰宅する。
- ◇授業時間外の外出
 - 外出ログブックを書き、IDをセキュリティガードに預け外出する。(※外出申請フォームの記載は必要ありません。)
 - 帰宅の際は外出ログブックを書き、IDを受け取り、セキュリティガードの荷物点検を受けた後、帰宅する。

d 外泊について

- ◇外泊申請フォーム、安全事故同意書を記載して、金曜日のPM5:00までに事務所に提出してください。
- ◇先週日曜日の単語テストに合格している方のみ外泊申請可能となります。
 - ※ 講師宅への宿泊は原則禁止しております。
 - ※ 船の遅延などいかなる理由があっても、門限を違反した場合は警告となります。
 - ※ 宿泊先へ予約なしでの外泊を認めておりません。必ず、予約が証明できるものを事務所でご提示ください。
 - ※ 原則平日の外泊は認められません。家族がセブに渡航する場合は考慮致しますのでご相談ください。
 - ※ 学校外で起きた事件・事故等トラブルに関しては、学校は一切責任を負えません。
 - ※ 原則ご留学中のフィリピンからの出国は認めておりません。どうしてもご出国しなければならぬ理由がある方は事前にご相談ください。突然出国しなければならなくなった場合は、VISA延長費用に関してご返金ができません。予めご了承ください。

警告規定

- 上記規定(単語テスト及び門限、外出、外泊に関する規定)に定める規約に違反した場合やプロセスを行っていない場合。
- 単語テストに無断欠席した場合。(体調不良等を除く)
- カンニング行為など、テストに不正があった場合。
- 門限時間までに学校に帰宅していない場合。
- 門限時間以降に外出した場合。(試みた場合)
- セキュリティガードの荷物点検を拒否した場合。
- 講師と1:1で外出した場合。また、そのような状況に結果的になった場合。

退学規定

- 門限を違反した場合に、他の学生、警備員やスタッフに虚偽の報告をさせるように指示及び買収、恐喝行為が発覚した場合。
- 飲酒による泥酔、乱暴な言動、暴力行為など、アルコールにまつわるトラブルが発生した場合。
- 校内に酒類、喫煙器具を除く燃料、火薬類の危険物、刃物、こん棒や銃器の武器としてみなされるものを持ち込んだ場合。
- 外出中に起きたトラブルにより、学校に通報があった場合及び、その結果ご留学を続けることができないと学校が判断した場合。
- 外泊場所などに虚偽の報告や申請が発覚した場合。
- ガードハウスを通らずに外出しようとした場合。(塀を越えて外出しようとした場合。)

4 寮内及び滞在規則

警告規定

- 門限時間以降に他の学生の部屋へ入室した場合。
- 食堂の食事や食器類、校内の備品を室内に持ち込んだ場合。
- 複数人で部屋を利用する際の室内運用ルールについては同室の学生間で制定することとしますが、著しく他者のスペースを妨害する行為、学生間でのルールの制定や遵守を拒む行為、理不尽と理解されるルールの制定と運用、学校規則や公序良俗に反するルールの運用。
- 学校内、寮内問わず、大きな騒音を立てる行為。廊下や複数人部屋での電話、運動の騒動や音楽の再生などもこれに該当します。
- 非常時以外に非常階段へ出入りした場合。
- 寮内にある備品室など、「学校スタッフ以外立ち入り禁止エリア」に許可なしで出入りした場合。
- トイレや排水口に本来想定されていない異物を流した場合。
(※発覚した場合は同居人全員警告とし、修繕費用の実費を請求します。)
- 酩酊・泥酔状態で寮内に戻ることに。
- 公共スペースで寝る行為。
- 門限時間以降の外出は禁止します。
- 一切の理由を問わず、門限を超えて帰宅した場合。
- 鍵の紛失・破損及び無断複製した場合。(※鍵の修繕費用として500ペソ実費にて請求します。)
- 学校掲示のプール利用規則に違反した場合。

退学規定

- 一切の理由を問わず、異性間の部屋を出入りする行為。
- 寮内及び学校敷地内における一切の性的接触やそれに準ずる行為。
- 酒類、薬物の寮内及び学校敷地内への持ち込んだ場合。
- 寮内の設備等を故意に損害・破損が発見された場合。
(※学校は被害額に相当する賠償請求及び該当生徒を退学とします。)
- 部屋に先生及び学校関係者以外の人を入室させた場合。
- 室内にコンロ、燃料等の火災を引き起こす恐れがある調理器具を持ち込んで調理した場合。
- 暴力や言葉の暴力、喧嘩、根拠の無い噂や不合理な噂を流布し過度に他の学生の不安を煽る行為など、学校及び寮内の風紀を乱す恐れがある行動及び発言を行った場合。
- 指定場所以外での喫煙。(ベランダを含む。)

5 保安上の理由により、出入りが禁止される場所について

学校が定める出入り禁止場所

- 風俗営業店 - ビキニバー、ゲイバー、ストリップバー、風営法に関わるすべてのお店。
- ダンスクラブ - マンゴーストリート界限 - コロン、カルボンマーケット界限 - カジノ、ギャンブル場

退学規定

- 一切の理由を問わず、上記に定める出入り禁止場所に行ったことが発覚した場合。

6 学生が退学となり、学校が速やかに法的措置をとる違反行為について

- 学校の内外に問わず、大麻・麻薬等の違法薬物の所持または使用、窃盗、恐喝、脅迫、暴行、詐欺、その他の違法行為。
- 学生が学校の運営を妨害したり、恐喝、脅迫、強要したりする行為。
- インターネットや掲示物、文書の配布、演説により、学校を誹謗中傷するような行為。

退学及び法的処置をとる規定

- 一切の理由を問わず、上記に定める行為が発覚した場合。

E. 現地支払い費用に関する規定

1 SSP/VISA/I-CARD

- 全ての学生は学校が指定するSSP申請費用、入国から30日を超えて滞在する場合のVISA延長費、入国から滞在59日を超える場合のI-CARD 発行申請費用を学校に直接払うこととします。

2 電気代

- 全ての学生は学校が指定する金額の電気代を支払うこととします。

3 預かり金

- 全ての学生は、保証金として入学時に学校が指定する金額の支払いが義務付けられています。
- 預り金の早期返金は一切行いません。卒業週の水曜日にご返却します。
- 退寮時、寮設備や備品に異常がなく、食事チェックの報告漏れがない場合は、全額返金致します。食事チェックの報告漏れがあった場合は、1食当たり150ペソ預り金から引かせて頂きます。また、破損や欠品があった場合は、修繕費を差し引いた預り金残額を返金致します。保証金を超える場合は、不足分の実費を負担していただきます。

4 その他の費用

- 全ての学生は教材代や前泊及び延泊代として、学校が指定する金額を支払うこととします。

F. 免責事項

- 学校は、航空機遅延、紛争、内乱や天災、当局の規制、通信もしくはガス、電気、水道等の公共事業の供給不足、共有停止等の学校が管理できない理由によって授業などのサービスが提供できない場合、学生に対し、その補償を行わないこととします。
- 学校は貴重品の預かり、金銭貸与及び銀行口座の貸し出しは行いません。学生は、貴重品を鍵付きのカバンを用いるなど、自己責任のもとで管理することとし、学校は紛失や盗難に伴う一切の責任を負わないこととします。なお、紛失や盗難、カードの利用ができない場合などの事情で資金が不足する場合は、ご相談下さい。
- 学校の内外を問わず、事故、盗難、事件、疾病、傷害、当局からの拘束に対し、学校は一切の責任を負わないこととします。
- 外出、外泊時の安全管理は自己責任とし、万が一発生したトラブルにおいて、学校は一切の責任を負わないこととします。特に夜間遅い時間帯の帰宅はタクシーを使うなど安全管理に留意してください。
- 学校規則や安全管理の注意事項を遵守しない状態で事件や事故に巻き込まれた場合、学校は一切サポートの責任を負わないこととします。
- 洗濯物の破損、紛失、天候を事情とする返却の遅れに対して学校は責任を負わないこととします。そのため高価な服、破損しやすい服は必ずご自身で洗濯してください。
- 学校が提供するインターネット設備はフィリピン通信インフラの性質上、大変不安定なものであり、常時接続できることを保証することはできません。またWi-Fiは電波を利用するため、寮内の各室すべてからの接続を保証することはできません。そのため、インターネットの接続ができないことにより発生した損害に対する補償及び代替サービスの提供は、一切致し兼ねますのでご了承ください。なお、教室内へのWi-Fiの提供は行っておりません。オンライン辞書をご利用の場合は、必ずオフラインでも使えるものをご用意下さい。
- フィリピンの電力、水道や給湯器、冷房などの設備は、日本水準の品質はお約束できないことをご理解下さい。
- 学生間で発生したトラブルにおいて、その解決は当事者間の責任によって行われるものとし、学校は問題解決の結果に対して責任を負いません。
- 学校には学生の帰国便フライトスケジュールを管理する責任はありません。個人で確実に管理してください。
- 祝日による授業減少に対する補償は致し兼ねます。祝日は原則としてフィリピン政府の定める通りとなり、運営の都合上、祝日実施日を前後させる場合があります。また、選挙などの事情により突発的な祝日が制定される場合があることをあらかじめご了承下さい。
- 学校は寮内及び学校内の害虫駆除を行うことがあります。その時間帯はお部屋に滞在することができません。

G. 権利と責任

- 学校は、為替変動や政府の政策、社会的情勢等の理由で随意に授業料等各種料金を変更する権利を有します。
- 学校は、学校規則、コース開始日、カリキュラム、食事メニュー等のサービスをいつでも変更し、その内容を決定する権利を有します。
- 学校は、配属講師が不適切と判断した場合、該当講師を変更する権利を有します。
- 学校の安全管理及び風紀維持のため、学校は学生の手荷物を検査する権利を有します。
- 学校は、フィリピン共和国の法律に違反した学生を当局に通報する権利を有します。なお、違法行為が発覚した際、学校は当局の指導及びフィリピン共和国法に基づき適切な処置を取ることとします。
- 学校は、保護者や留学代理店、所属教育機関や企業に対し、学生の状況などを連絡する権利を有します。
- 学校は、清掃や設備の修繕、緊急事態、学生の生命と安全が危険にさらされている恐れがある場合、重大な規則及び法令違反の恐れがある場合など、必要が認められた際に、事前の許可なく学生部屋に立ち入る権利を有します。
- 学校は、保安上及び風紀管理の理由から、職員及び防犯カメラで公共スペースを監視する権利を有します。
- 学生は、学校の指示や決定した規則に従うことが義務付けられ、学校は学校規則に基づき、指示や規則に従わない学生を罰する権利を有します。
- 学生は、必ず朝と夕方に学生掲示板を確認する義務があります。規約改定や提供サービスの各種変更、情報提供などは、学生用掲示板にて告知されることを原則とし、学生が確認を怠ったことによる不利益に対し、学校は一切の責任を負いません。
- 学生は本規約の内容の説明を理解し、従う義務があります。そのため、規則に違反した際、本規約の内容を理解していないことを理由に処分を免れる行為は一切認められません。

H. 修了証の授与

- 学校規則に違反がなく、90%以上の授業に出席した学生に対し、終了証を発行し、授与します。

I. 本規約における合意事項及び準拠

- 規則違反に基づく警告は、違反が卒業時まで累積されます。長期留学などの、いかなる場合においても過去の警告が消えることは無く、3回目の警告規定に違反した場合は退学処分となります。
- 本規約は変更されることがあります。その場合、お申込者及び在学中の学生に変更後の規約が適用され、いかなる場合も遵守して頂く必要があります。
- 本規約の事実認定や公序良俗に対する学校の判断は、フィリピン共和国及び日本国の慣例に準拠します。
- 学校と学生間で紛争が生じた場合、最終的にフィリピン共和国法を準拠法として本規約が解釈されることとします。また裁判による係争が行われる場合、学校所在地を管轄とする裁判所を合意管轄裁判所とします。
- 本規約は2019年1月1日以降にお申し込み及び在学中の学生に適用されます。